

7. 利用者登録の手続き（利用希望者）

①利用者登録の申込み

空き家・空き地バンクの利用を希望する方は、「弘前圏域空き家・空き地バンク利用者登録申込書」（様式第10号）に必要書類を添えて、最寄りの弘前圏域空き家・空き地バンク各市町村担当課に提出してください。（各市町村の担当課は下部お問い合わせ・申し込み先をご覧ください。）

②利用者登録・登録通知

申込書の内容を審査し、利用者登録の要件を満たしている場合は、「弘前圏域空き家・空き地バンク利用者登録台帳」（様式第12号）に登録します。また、「弘前圏域空き家・空き地バンク利用者登録完了通知書」（様式第13号）により、申込者に通知します。

③希望する物件を選択

ホームページをご覧になり、希望する物件がある場合は、その物件を担当する宅建業者に直接、連絡してください。



④物件見学

物件の見学を希望する場合は、その物件を担当する宅建業者が現地を案内します。物件の詳細、周辺の様子などをご確認ください。

⑤交渉・契約

その物件を担当する宅建業者の仲介により、交渉・契約を行ってください。



※ 詳しくは、弘前圏域空き家・空き地バンクホームページをご覧ください。
申請に必要な様式など、ダウンロードできます。
<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/akiyabank-8/>



— お 知 ら せ —

空き家・空き地バンク協議会の会員である金融機関において、住宅ローンや解体に伴う金利優遇措置を実施しているところがあります。詳しくは、各金融機関にお問い合わせください。

— 注 意 事 項 —

1. 物件の仲介・契約は、弘前圏域空き家・空き地バンク協議会の宅建業者が行います。また、契約が成立した場合は、仲介手数料を担当宅建業者に支払う必要があります。
2. 弘前圏域8市町村は、空き家の売買・賃貸借等に関する交渉及び契約等については一切これに関与いたしません。

お問い合わせ・申し込み先

弘前市建設部建築指導課

〒036-8551
弘前市大字上白銀町1-1
TEL 0172-40-0522

平川市企画財政部企画財政課

〒036-0104
平川市柏木町藤山25-6
TEL 0172-44-1111

板柳町企画財政課

〒038-3692
板柳町大字板柳字土井239-3
TEL 0172-73-2111

田舎館村企画観光課

〒038-1113
田舎館村大字田舎館字中辻123-1
TEL 0172-58-2111

黒石市企画財政部企画課

〒036-0396
黒石市大字市ノ町11-1
TEL 0172-52-2111

藤崎町企画財政課

〒038-3803
藤崎町大字西豊田一丁目1
TEL 0172-88-8258

大鰐町建設課

〒038-0292
大鰐町大字大鰐字羽黒館5-3
TEL 0172-48-2111

西目屋村総務課

〒036-1492
西目屋村大字田代字稲元144
TEL 0172-85-2111

弘前圏域空き家・空き地バンク協議会事務局

〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1-1 弘前市役所 建設部 建築指導課
TEL 0172-40-0522 FAX 0172-39-7119 E-mail kenchikushidou@city.hirosaki.lg.jp

弘前圏域

空き家・空き地 バンク



黒石市



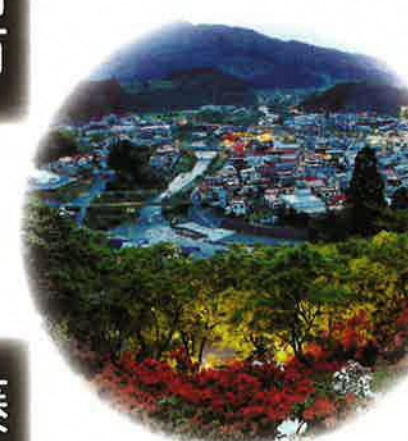
平川市



弘前市



板柳町



大鰐町



藤崎町



田舎館村



西目屋村

弘前圏域空き家・空き地バンク概要

1. 空き家・空き地バンクとは

弘前圏域内（弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村）の空き家・空き地の有効活用を目的に、空き家・空き地を売りたい又は空き家を貸したい所有者の方の物件を弘前圏域空き家・空き地バンクに登録し、ホームページにその情報を公開します。

その情報を見て、買いたい又は借りたいという移住・定住希望者又は利活用希望者と所有者との橋渡しを弘前圏域空き家・空き地バンク協議会（宅建業者・金融機関・弘前圏域8市町村）が行う制度です。



2. 登録できる物件

1. 弘前圏域内に所在する空き家・空き地であること
2. 建築物及び土地の所有者すべての承諾が得られている物件であること
3. 所有権以外の権利者の承諾が得られている物件であること（抵当権等が設定されていても、登録は可能です）
4. 空き家の場合、一戸建ての住宅（併用住宅含む）で居住の用に供することができると認められる物件であること
5. 空き地の場合は、住宅を建築することができる土地であること

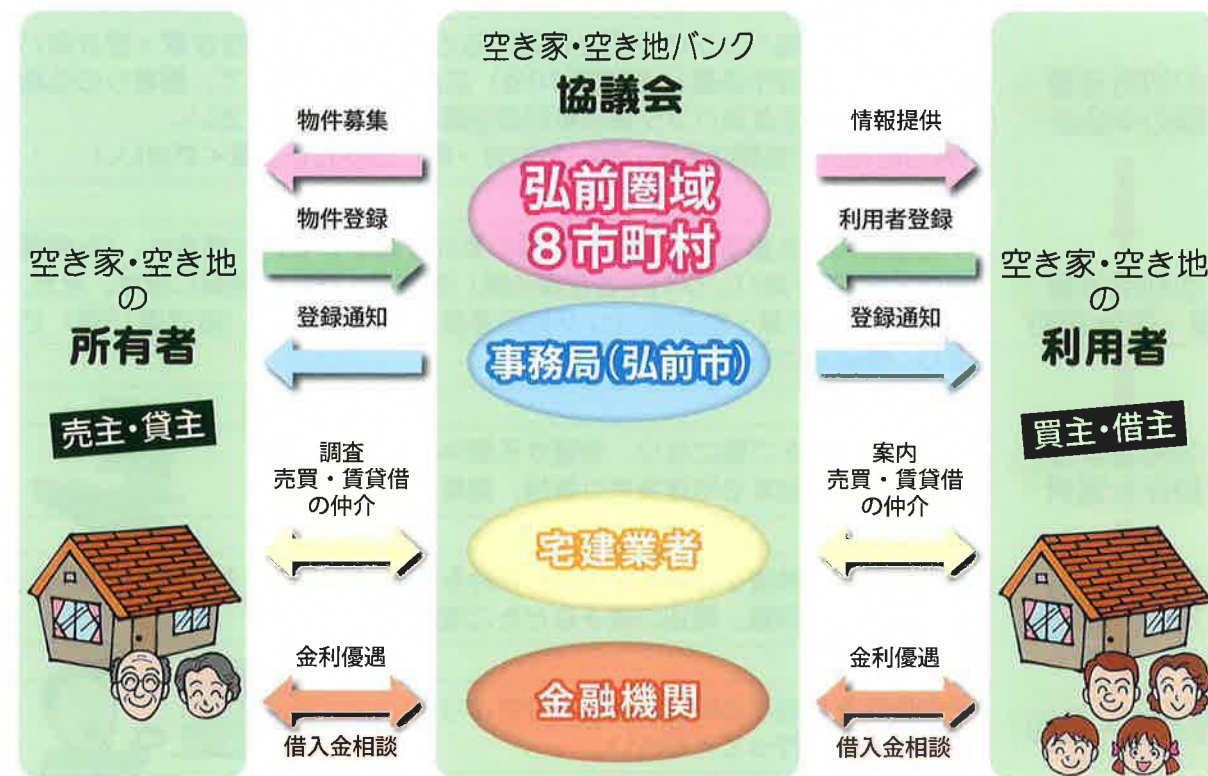
3. 物件を登録できる人

1. バンク登録できる物件を所有する個人であること
2. 登録された物件を売買契約又は賃貸借契約が成立し、登録物件を引き渡すまで適正に管理できる方であること
3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団関係者でない方であること

4. 利用者として登録できる人

1. 空き家・空き地の購入又は賃借を希望する個人であること
2. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団関係者でない方であること

5. 弘前圏域空き家・空き地バンクの仕組み



※空き家・空き地バンク協議会とは、公益社団法人青森県宅建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会青森県本部、(株)青森銀行、(株)みちのく銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫及び弘前圏域8市町村で設立された、「弘前圏域空き家・空き地バンク」を運用する組織です。

6. 物件登録の手続き（空き家・空き地の所有者）

①物件登録の申込み

物件の登録を希望する方は、「弘前圏域空き家・空き地バンク物件登録申込書」（様式第1号）に必要書類を添えて、物件が所在する市町村の空き家・空き地バンクの担当課に提出してください。（各市町村の担当課は裏面のお問い合わせ・申し込み先をご覧ください。）

②物件調査

協議会の宅建業者が物件確認のため、所有者立ち会いのもと現地調査を行います。売買条件等を協議してください。

③物件登録・登録通知

申込書及び宅建業者からの物件調査完了報告書の内容を審査し、物件登録の要件を満たしている場合は、「弘前圏域空き家・空き地バンク物件登録台帳」（様式第5号）に登録します。また、「弘前圏域空き家・空き地バンク物件登録完了通知書」（様式第6号）により、申込者に通知します。

④物件登録の情報提供

登録された物件情報をホームページで公開します。（所有者の住所、氏名、連絡先等は公開されません。）

⑤物件見学

利用希望者から物件の見学等の依頼があった場合は、その物件を担当する宅建業者から物件登録者に連絡します。

⑥交渉・契約

その物件を担当する宅建業者の仲介により、交渉・契約を行ってください。

